

司法試験・司法試験予備試験の デジタル化

令和8年
試験から開始

- 電子出願手続等の導入
- CBT方式による試験の導入



司法試験・予備試験のデジタル化のポイント

POINT 1

電子出願手続等の導入

手続はマイナポータルから

電子証明書が有効なマイナンバーカードが必要です

- 出願手続、受験票・成績通知書の交付等をオンラインで可能に
- 受験手数料の納付をキャッシュレスで可能に
- 受験票等をマイナポータルでいつでも確認可能に



オンラインで
出願手続等がより
簡単・便利に

電子出願はどんなメリットがあるの？

- ・スマートフォン・PCで出願できます
- ・受験票・成績通知等もオンラインでより早く受け取れます
- ・受験手数料は収入印紙でなくオンライン(Pay-easy(ペイジー))で納付できます
(電子出願の場合、紙出願に比べて受験手数料が1,000円安くなっています)



出願手続等について詳しくはこちらから



【司法試験】



【予備試験】

POINT 2

CBT(Computer Based Testing)方式による試験の導入

- PCによる答案作成
- 原則、全国47都道府県で試験を実施

※予備試験は、論文式試験のみCBT方式を導入します

※受験希望者数が極めて少ない場合などには、試験場を設置しない可能性があります



司法試験及び司法試験予備試験のデジタル化について
詳しくはこちらから

